要綱第２号様式

事　業　者　排　出　量　削　減　計　画　書

☑ 新規　　□ 変更

（宛　先）　京都市長	平成２３年１１月　７日
住所（法人にあっては，主たる事務所の所在地） 京都市南区東九条東山王町１２	氏名（法人にあっては，名称及び代表者名） 京都市上下水道局 京都市公営企業管理者上下水道局長　西村　京三 電話 075 － 672 － 7706

主たる業種	下水道処理施設維持管理業　　細分類番号　3　6　3　1
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第２条第１項第６号　☑ア　□イ又はウ　□エ
計　画　期　間	平成２３年 4月から平成２６年 3月まで
基　本　方　針	京都市役所地球温暖化対策率先実行計画(案)に掲げた目標通り，平成16年度を基準に平成32年度の温室効果ガス排出量を19.4%削減目標に向けて取り組む。
計画を推進するための体制	京都市公営企業管理者上下水道局長をエネルギー管理統括者，技術監理室長をエネルギー管理企画推進者とし，計画を推進する。

温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標		基準年度（20～22）年度	第１年度（23）年度	第２年度（24）年度	第３年度（25）年度	増　減　率
温室効果ガスの排出の量	事業活動に伴う排出の量	111,144.0 トン	104,466.3 トン	104,614.1 トン	104,660.4 トン	-5.9 パーセント
	評価の対象となる排出の量	107,303.9 トン	104,466.3 トン	104,614.1 トン	104,660.4 トン	-2.5 パーセント
目　標　の　根　拠		送水ポンプ圧力の変更他，年1%程度の給水量減に伴う使用電力量の削減。H23年度11月から石田水環境保全センター単独受電開始，H25年度浄水汚泥受入れによる濃縮，脱水，焼却量の増加(脱水ケーキ：約7千t)				

原単位当たりの温室効果ガス排出量等						
事業の用に供する建築物の用途	原　単　位　の　指　標	基準年度（22）年度	第１年度（23）年度	第２年度（24）年度	第３年度（25）年度	増　減　率
工場	事業活動に伴う排出の量（計画下水処理量/10000）	3.53	3.54	3.57	3.59	1.91 パーセント
	事業活動に伴う排出の量（　　　　）					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		基本的に年1%程度の給水量減に伴う使用電力量の削減。送水ポンプ圧力の変更。H23年度11月から石田水環境保全センターにて単独受電実施による増加。H25年度浄水汚泥受け入れによる汚泥量の増加。				

重点的に実施する取組の実施計画	基準年度（22）年度	第１年度（23）年度	第２年度（24）年度	第３年度（25）年度	備　考
	66.0 パーセント	116.0 パーセント	116.0 パーセント	116.0 パーセント	

具体的な取組及び措置の内容	
（２３）年度	機器の適正な運転管理に努める。
（２４）年度	機器の適正な運転管理に努める。
（２５）年度	機器の適正な運転管理に努める。

通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	
措　置　の　内　容	自動車の事業所敷地内駐車を原則禁止としている。例外として事業所が公共交通機関では通勤することが困難な場所にある場合，及び管理者が特別な事情があると認める場合に限り許可している。
上記の措置を採用する理由	「全庁"きょうかん"実践運動」の一環として，エコ通勤を全市的な取組みとして進めているため。

森林の保全及び整備，再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	第１年度（23）年度	第２年度（24）年度	第３年度（25）年度	備　考
区　分				
森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン	
地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン	
再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン	
グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン	
温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン	
合　計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン	

地球温暖化対策に資する社会貢献活動	
特　記　事　項	H25年度に行われる，山ノ内浄水場廃止，(仮称)山ノ内ポンプ場新設，東部クリーンセンター廃止による汚泥量増加に関する温室効果ガス排出量の増減量は見込んでいない。

注 1　該当する□には，レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は，レ印の記入は不要です。
2　「細分類番号」とは，統計法第２条第９項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
3　「基準年度」とは，計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
4　「増減率」とは，基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。